

高根沢町立保育園 民設民営化方針

【たから保育園・ひまわり保育園】

1 目的

この方針書は、現在、指定管理者制度により運営している「たから保育園」「ひまわり保育園」を、民設民営化する際の方針や手順を定めるものです。この方針書により、民設民営保育園への円滑な移行と移行後の継続的・安定的な保育園運営を図ります。

2 民設民営化のメリット

指定管理者制度により運営する保育園を民設民営保育園に移行するメリットとしては、運営する法人が継続した保育を行うため、園児にとっては保育士が大きく変わることが無くなり、また、法人にとっては長期的な運営計画を策定できることや保育士の安定的な雇用ができるようになります。さらに、町にとっては国県からの補助金を活用できるため、財政負担が軽減されます。

ただし、民設民営保育園に移行した後は、公立保育園ではなくなることから、特別保育（延長保育等）の確実な実施等が保障できなくなる可能性があるため、町は移行後も運営する法人と引き続き連携していく体制を整える必要があります。

3 検討結果と方針

指定管理者制度により運営する保育園の今後の運営形態を検討するにあたり、町は庁内の議論のみならず、保護者アンケートや意見聴取会など保護者の皆さんから直接ご意見をいただく機会を設け、保護者の皆さんに寄り添うように丁寧に検証を進めるよう努めてきました。その結果、保護者の皆さんからは「法人が変わることなく運営をして欲しい」という貴重なご意見をいただきました。

そこで「保護者の意見を聴取した内容等を勘案し、指定管理者制度により運営する保育園の今後の運営形態については、指定管理期間を経て私立保育園に移行していくことが望ましい」と思慮する結果に至ったことについて、町の保育園運営に関して審議を行う保育園運営審議会に平成30年11月7日に諮問したところ、「適当と認める」という答申が得られました。

このことから、今後は指定管理者制度により運営する「たから保育園」「ひまわり保育園」の2園を民設民営保育園に移行していく方針としました。

4 移行後の保育園の形態

今回検討するにあたり、保護者の皆さんのご意見として、特別保育（延長保育等）を継続して実施していくことを求める声をいただきました。また、保育園運営審議会の答申として、移行後も町が関与できる体制を求めるご意見をいただいております。

町としても、民設民営保育園に移行した後も、現在指定管理者制度で運営している保育園と引き続き町の子育て施策等で連携を行っていく必要があります。

そこで、民設民営保育園の形態の1つである「公私連携型保育園」として移行することにより、これらのご意見を反映できる保育園運営を図ります。

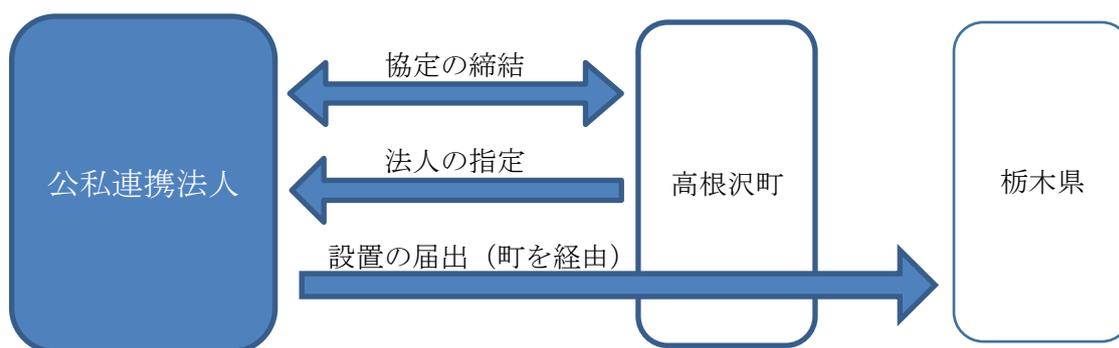
●公私連携型保育園の概要

1 公私連携型保育園とは

民設民営の保育園でありつつも、市町村の関与を明確にしつつ、設置主体（社会福祉法人等）に設置のインセンティブが働く新しい運営形態。

平成27年度の児童福祉法の改正により構築された。

2 公私連携型保育園の仕組み



3 協定事項

- (1) 協定の目的となる公私連携型保育園の名称及び所在地
- (2) 公私連携型保育園における保育・子育て支援事業に関する基本事項
- (3) 町による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本事項
- (4) 協定の有効期間
- (5) 協定に違反した場合の措置
- (6) その他公私連携型保育園の設置及び運営に関し必要な事項

4 法人の指定

公私連携施設について、当該施設の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する法人であると認められるものを、その申請により、町が指定することができる。

その場合の法人の選定方法については、法律上特段の規定はなく、公正な手続の上、選定することになる。

公私連携型保育園は、都道府県の認可を受けた民設民営保育園と同じですが、町と協定を結ぶことにより、協定の内容について町と連携を図ることができます。

●協定事項の主な内容（案）

協定事項のうち、「(2) 公私連携型保育園における保育・子育て支援事業に関する基本事項」と「(6) その他公私連携型保育園の設置及び運営に関し必要な事項」については、次のような内容とします。

< (2) 公私連携型保育園における保育・子育て支援事業に関する基本事項 >

- ① 特別保育（延長保育、休日保育等）の継続
- ② 高根沢町幼小連携事業への参加
- ③ 園舎の建替と認可定員の増加（準備期間を設定）
- ④ 保護者アンケートの結果と法人の対応状況の定期報告

< (6) その他公私連携型保育園の設置及び運営に関し必要な事項 >

- ① 再委託及び目的外使用の禁止
- ② 法人全体の決算書等必要書類の提出
- ③ 管理及び経営に関する調査、指導への協力
- ④ 何らかの事情により事業を継続できなくなった場合の手続き

「(2) 公私連携型保育園における保育・子育て支援事業に関する基本事項」については、平成 31 年度に策定予定の「第二期高根沢町子ども・子育て支援事業計画」(H32～H36)と整合を図ります。それに合わせて協定の有効期間は 10 年を基本として検討します。また、協定に違反した場合の措置については、是正勧告をした後、改善が見られない場合は指定を取り消します。

5 財産の譲渡、貸与

「たから保育園」「ひまわり保育園」の両園舎とも、建築から相当の年数を経過しており、建物の更新時期にきています。今後は、法人による園舎の建替を前提に、建物・備品（園内遊具を含む）は無償譲渡し、土地については無償貸与とします。この土地・建物の財産に関することについては、協定内容に定めることとします。

なお、現在ひまわり保育園が立地する土地は借地のため、当面は町が賃借契約を継続します。

| 保育園名 | 建築年度 |
|---------|---------|
| たから保育園 | 平成 5 年度 |
| ひまわり保育園 | 平成 8 年度 |

6 法人の選定

本町は、これまで公立保育園の民営化のために指定管理者制度を活用してきた経緯があります。保育サービスの向上を目的に、一定の期間ごとに保育園を運営する法人を選定してきました。指定管理期間の運営については、法人が提供する保育サービスに対する保護者の満足度や外部機関による第三者評価の結果から、民営化の導入としての役割についての効果はあったと考えます。

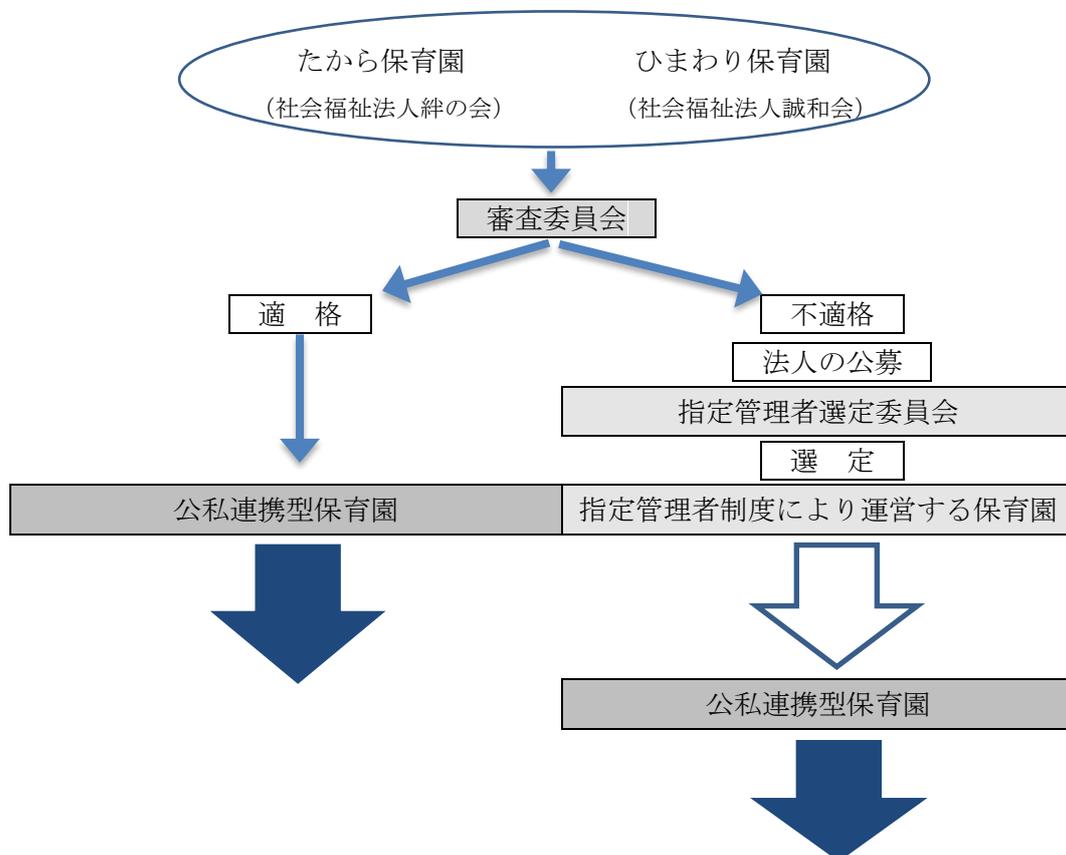
今回、指定管理者制度導入から10年余りが経過し、指定管理者制度により運営する保育園の今後の運営形態について改めて検討を行いました。その際、利用する児童の保育環境に大きく関わることから、保護者の声を大切にできるように検討を進めてきました。

その結果、保護者にとって現在運営している法人に対する満足度はとても高く、今後運営する法人が変わる可能性が生じることについての不安の声を多くいただきました。

実際に利用する方の貴重な意見に加え、現法人は指定管理者選定委員会により選定されていること、運営実績について一定の成果があること、これらのことは指定管理者制度を活用してきた結果であること等から、あらためて法人を公募し、一から法人を評価するよりも、まずは現在運営している法人が引き続き運営できるかを評価すべきとの結論に至りました。

そこで、公私連携型保育園として継続的かつ安定的に運営する適格性について、現法人を審査するために審査委員会を設けます。

なお、審査により「不適格」と判断された場合は、あらためて公募を行い、指定管理期間を経て公私連携型保育園に移行することになります。



(1) 審査項目

現在運営している法人は、既に指定管理者選定委員会に選出され、本町で運営している実績があるため、その実績の内容と、公私連携法人としての適格性を審査します。

<審査項目（案）>

| 項目 | 事項 | 審査内容 |
|---------|--------|---------------------|
| 法人理念 | 理念・方針 | 法人としての理念・基本方針 |
| 経営 | 経営状況 | 経営に関する理念と経営状況 |
| | 財政基盤 | 法人全体の財政基盤の安定性 |
| | 事業計画 | 現在の事業計画と、移行後の事業計画 |
| 組織運営 | 職員配置 | 職員の配置や確保策、人材育成 |
| | 地域との連携 | 保護者や地域、関係機関等との連携 |
| 保育の提供 | 意見反映 | 保護者の意見反映や苦情対応 |
| | 環境整備 | 子どもへの関わりについての環境整備 |
| | 安全対策 | 事故防止や適切な安全管理 |
| 質の維持・向上 | 維持・向上 | 保育の質に係る維持・向上についての提案 |
| 連携 | 町との連携 | 公私連携法人としての連携 |
| 意欲 | 意欲 | 本町で保育園を運営していくことへの意欲 |

(2) 審査委員

審査内容を適正に審査するために、各分野からの意見が出るような構成とします。

<審査委員会構成（案）>

| 区分 | 構成例 | 人数 |
|------|----------|--------|
| 住民代表 | 区長会選出 | 1名 |
| 住民代表 | 保護者会選出 | 各保育園2名 |
| 経営関係 | 経営診断士等 | 1名 |
| 保育業務 | 外部保育団体依頼 | 1名 |
| 保育業務 | 公立保育園選出 | 1名 |
| 議会代表 | 議会選出 | 1名 |
| 行政代表 | 行政選出 | 1名 |

(3) 審査方法

現法人によるプレゼンテーション方式とします。

(4) 審査結果

審査委員の合議により「適格」または「不適格」を決定します。

7 移行のスケジュール

| 時 期 | 事 項 | 内 容 |
|-----------------|--------------------|------------|
| 平成 31 年 2 月 | 議会全員協議会 | 今後の対応報告 |
| 平成 31 年 2 月～3 月 | 保護者説明会 | 方針の説明 |
| 平成 31 年 4 月 | 審査委員会 | 現法人の評価 |
| 令和元年 5 月 | 議会全員協議会 | 審査結果の報告 |
| 令和元年 8 月 | 議会全員協議会 | 協定書の報告 |
| 令和元年 9 月 | 議会定例会 | 財産処分に関する議決 |
| 令和元年 12 月 | 県への届出（例年 12 月～1 月） | 法定の届出 |
| 令和 2 年 4 月 | 公私連携型保育園の開始 | |